

「寒河江市観光イメージポスター」作製業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「寒河江市観光イメージポスター」作製業務について、委託業者選定のために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

「寒河江市観光イメージポスター」作製業務委託

(2) 業務の概要

「寒河江市観光イメージポスター」のデザイン及び印刷。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

(4) 提案上限額

400千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記、提案上限額にデザインに対する所有権の買い取り金額を含むものとする。

(5) 契約方法

随意契約

3 応募資格

(1) 山形県内及び近県に事務所もしくは事業拠点を有していること

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと

(3) 委託業務を適確に遂行する能力があると認められること

4 スケジュール

実施内容	日程・期限
公募開始	令和8年2月4日（水）
参加申込書の提出期限	令和8年2月10日（火）
質問書の提出期限	令和8年2月10日（火）
質問書に対する回答	令和8年2月12日（木）
提出物等の提出期限	令和8年2月25日（水）
審査（コンテスト）実施予定日	令和8年2月26日（木）
審査結果の通知・公表	令和8年2月26日（木）
契約締結	審査結果通知以降

5 提出物及び提出方法等

(1) 提出物及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号）：1部
- ② A1版 ポスター原稿：2点以内
- ③ デザインコンセプト資料（A4）：企業名あり1部、企業名なし1部
- ④ 見積書（任意様式）：企業名あり1部、企業名なし1部

(2) 提出期限

- ① 参加申込書、質問書：令和8年2月10日（火）午後5時
- ② ポスター原稿、デザインコンセプト資料、見積書：令和8年2月25日（水）午後5時

(3) 提出先

寒河江市観光キャンペーン推進協議会事務局（寒河江市さくらんぼ観光課内）

(4) 提出方法

- ① 参加申込書、質問書：持参、郵送又は電子メールによるものとし、「9 事務局」あてに提出すること。なお、郵送による場合は提出期限必着とする。
- ② ポスター・ラフ、デザインコンセプト資料、見積書：持参による。
※いずれの場合も、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）。

6 質問・問い合わせについて

- (1) 質問書（任意様式）の提出は、電子メールにより行うものとし、「9 事務局」あてに送信すること。
- (2) 質問書の受付期限
令和8年2月10日（火）午後5時
- (3) 質問書への回答
質問書への回答は、参加申込書提出者全てに電子メールにより行う。

7 審査会（コンテスト）の開催について

- (1) 寒河江市観光キャンペーン推進協議会において、見積額と合わせて総合的に判断して選定する。
- (2) 来庁によるプレゼンテーションは不要。
- (3) 審査結果については、審査会の翌日以降に文書で通知する。

8 その他

- ・審査会（コンテスト）の参加に関する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ・この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- ・提出された提出物は返却しない。
- ・提出期限後の提出物の提出は認めない。また、提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- ・採用された提出物については、内容の一部変更を指示することがある。
- ・採用されたデザインに対する所有権は、寒河江市観光キャンペーン推進協議会が有するものとする。

9 事務局

寒河江市観光キャンペーン推進協議会事務局
(寒河江市さくらんぼ観光課 観光振興係)
住所：〒991-8601 寒河江市中央一丁目9-45
電話：0237-85-1682 FAX：0237-86-7100
Email:johokanko@city.sagae.yamagata.jp